

## 次世代施設園技術習得支援事業

### 第 1 事業の内容

高度環境制御技術、雇用型生産管理技術及び自動化等の省力化技術について、温室の低コスト化の要素を取り入れた実証・改良、実証温室での研修等の実践的な取組を通じて、地域の農業者が技術習得する仕組み作りや各地域への展開を図り、次世代施設園芸への転換を加速するため、次の 1 から 4 までに掲げる取組を実施するものとし、このうち、1 から 3 までについては原則として取り組むものとする。ただし、要綱別表 2 に定める次世代施設園芸拠点等（以下「次世代施設園芸拠点等」という。）及びこれに準ずる規模の事業実施主体にあつては、1 及び 3 は必ず取り組むものとする。

また、本事業における高度環境制御技術、雇用型生産管理技術及び自動化等の省力化技術（以下「要素技術」と総称する。）は、次に掲げるとおりとする。

#### （1）高度環境制御技術

温室内の温度、湿度、CO<sub>2</sub>濃度、光等の複数の環境要因を組み合わせた精緻な制御を行うことにより、作物の光合成速度を高めるとともに、周年・計画生産を実現し、収量・品質を向上させる技術

#### （2）雇用型生産管理技術

適切な作業計画の策定・見直し、従業員の適正配置や作業の標準化等により、事業拡大を図る上で必須となる雇用労働力を活用した効率的な生産を実現する技術

#### （3）自動化等の省力化技術

ロボットを活用して作業を自動化すること等により労働生産性を向上させる技術

### 1 推進会議の開催

都道府県、農業者、実需者、農業者の組織する団体、試験研究機関等の関係者が参画し、次世代施設園芸への転換を促進するために必要な要素技術の実証・改良やその成果の普及に向けた取組計画の具体化、進捗の管理、事業成果の取りまとめ等を行うための推進会議を開催する。

### 2 要素技術等の実証・改良

次世代施設園芸への転換に必須の要素技術を地域に導入・普及するため、要素技術の実証が可能な実証温室を設置し、当該技術の実証・改良及び当該技術の導入による経営の実証を行う。ただし、第 1 の（1）及び（2）の技術の実証は必ず取り組むものとする。また、次世代施設園芸拠点等においては、要素技術に加え、化石燃料使用量の削減に資する技術の実証に取り組むことができるものとする。

なお、実証に当たっては、既存の温室の利用のほか、機械設備等のリース導入を行うことができるものとする。また、機械設備等のリース導入に係る留意事項は、別記 1 に定めるところによるものとする。

### 3 技術実証の成果等の普及・情報発信

技術実証で得られた成果等を普及するため、次に掲げる取組の中から必要な取組

を選択し、実施するものとする。ただし、地域の農業者等が実践しながら技術の習得に取り組めるよう、(2)のうち、実証温室での研修若しくは技術講習会の開催又は(3)のうち、技術実証で得られた成果の習得に向けた農業者グループ(以下「技術習得グループ」という。)の農業者間や実証温室間のデータ比較分析及び技術習得グループの勉強会の開催には、必ず取り組むものとする。

(1) 技術経営マニュアル等の作成、情報発信

技術実証で得られた成果の普及を図るための技術経営マニュアル等の作成や情報発信を行う。

(2) 研修等の開催、技術指導等の実施

技術実証で得られた成果について、地域の農業者等が実践的な取組を通じて習得できるよう、実証温室での研修や技術講習会の開催、普及組織や専門家による技術指導等行う。

(3) 技術習得グループの形成、データ比較分析、勉強会の開催等

技術習得グループの形成、技術習得グループの農業者間や実証温室間のデータ比較分析、技術習得グループの勉強会の開催等を通じた実践的な技術習得の取組を行う。

(4) 先進地調査等の実施

要素技術の習得・普及のための施設園芸先進地の調査等を行う。

4 農地中間管理機構等と連携し集積した施設の移設・改修等

本事業の取組に必要な農地と施設について、農地中間管理機構等と連携して一体的に集積するために、施設の撤去、移設、改修等を行う。

## 第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、コンソーシアム又はその構成員である都道府県とし、要綱別表1の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める要件は次に掲げるとおりとする。

(1) コンソーシアムに参画し、技術実証に取り組むことのできる農業者又は農業者の組織する団体(以下「農業者等」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものに限ること。

ア 地域の平均以上の生産技術力を有していると認められる農業経営を行う者であること。

イ 本事業終了後は、要素技術を導入した経営に取り組み、生産性の向上を目指す意欲を有すること。

ウ 次のいずれかを満たしていること。

(ア) 現に農業を営む法人(以下「農業法人」という。)であり、又は目標年度までの間に自らが農業法人となり、若しくは農業法人を設立する計画を有していること

(イ) 将来において農業法人を設立する意思を有し、青色申告(所得税法(昭和40年3月31日法律第33号)第143条に規定する青色申告をいう。)を行っていること等により農業経営に係る経理が家計と分離され、後継者が確保されて

いる等、農業経営の継続性が担保されていること

- (2) コンソーシアムは、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定めていること。
  - (3) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
  - (4) コンソーシアムの運営を行うための事務局を置くこと。
- 2 本事業を構成する第1の1から4までの各取組を行う者（コンソーシアム構成員に限る。以下「取組主体」という。）が各々異なる場合は、要綱第4の1の（1）に基づく事業実施計画（以下「技術習得事業計画」という。）において、取組主体を明確にするものとする。
  - 3 第1の2の取組で、技術実証に必要な機械設備等のリース導入等を行うことのできる取組主体は、コンソーシアム構成員のうち、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに限ることとする。ただし、コンソーシアムが法人格を有する場合には、コンソーシアム自身が技術実証に必要な機械設備等のリース導入等を行うことができるものとする。
  - 4 コンソーシアムには、必要に応じ、議決権を持たないオブザーバーを構成員として置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べるることができるものとする。
  - 5 都道府県は、事業が円滑に運営されるようコンソーシアム全体の調整を行うものとする。

### 第3 事業の対象品目

本事業の対象品目（以下「事業対象作物」という。）は、野菜、花き及び果樹とする。

### 第4 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から翌々年度までの3年間以内とする。

ただし、社会情勢の変化や災害等不測の事態等の発生があった場合にあっては、都道府県知事が地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）を通じて生産局長と協議を行った上で、事業実施期間を延長することができるものとする。

### 第5 事業の成果目標及び目標年度

事業の成果目標及び目標年度は、次に掲げるものとする。

#### 1 成果目標

本事業を実施する都道府県は、以下の（1）に掲げる指標を定めるとともに、自

動化等の省力化技術の実証を行う場合には（２）の指標を定め、事業実施主体は、当該都道府県内における事業実施地区を設定した上で、同地区について、都道府県が設定した指標に係る具体的な数値目標を設定する。なお、事業実施主体は、（１）の目標値の設定に当たっては、現状値の２倍以上の値を設定しなければならないものとする。

（１）以下のいずれかに係る指標

ア 高度環境制御を行うとともに、雇用労働力を活用した経営に取り組む面積又は農業者数（戸数）

イ 要素技術等のいずれか若しくは全てについて地域に普及する技術指導者の増加数

（２）生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）の縮減に係る指標

２ 目標年度

最終事業実施年度から３年後とする。

## 第６ 補助要件

要綱別表１の補助要件の欄の２の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- １ 事業対象作物は、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年１月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）の第２の３に定める都道府県事業実施方針の対象作物に位置づけられている等、都道府県が生産振興を図っていく品目として位置づけられているものであること。
- ２ 技術実証に取り組む品目に係る技術実証の作付（栽培）面積は、次世代施設園芸拠点等及びこれに準ずる規模の園芸施設を除き、おおむね30a以上1ha未満であること。
- ３ 技術実証に使用する温室は、新たに温室を整備する場合は、別記１のⅠの第１の（２）の基準を満たすものであり、既存の温室を活用する場合は、事業実施地区における事業対象作物に係る温室の被覆期間中の最大瞬間風速に耐え得る強度を有する等、事業実施地区の気候に対応した耐候性を有するものであること。
- ４ 要素技術について、実証・改良及び普及に取り組むこと。ただし、これら技術のうち、既に事業実施地区で普及が進んでいる技術については、この限りではない。
- ５ 本事業で設置する実証温室においては、第１の３の取組において、地域の農業者等の研修を受け入れる等、地域の農業者等の実践的な技術習得に協力すること。
- ６ 本事業で要素技術等の実証・改良及び普及に取り組むに当たっては、都道府県の普及組織及び試験研究機関がサポートする体制を組み、都道府県が主導して産地全体の技術力向上を図ること。

## 第７ 補助対象経費

- １ 本事業において補助対象とする経費は、第１の取組を行うために直接要する別表に掲げる経費であり、次に掲げるものであって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

また、実証温室の移設・改修等に係る補助対象経費及び事務手続きについては、「次世代施設園芸拡大支援事業対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成29年4月1日付け28生産第2143号農林水産省生産局長通知）（以下「事務取扱」という。）の定めによるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表及び事務取扱の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(1) 推進会議の開催

次世代施設園芸への転換を促進するための技術の実証・改良及び普及のための推進会議の開催に必要な経費であって、推進会議を開催するための会場借料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、専門家の委員等旅費、謝金、調査・打合せ・成果発表等のための調査等旅費等を補助対象とする。

(2) 要素技術等の実証・改良

次世代施設園芸への転換に必須の要素技術を導入するための技術実証等の取組に必要な経費であって、備品費、実証に必要な機械設備等の借上費、専門家の委員等旅費、謝金、データの収集・分析に係る賃金、委託費、役務費等を補助対象とする。

なお、実証に必要な機械設備等については、リースでの導入を基本とする。ただし、導入する機械設備等に改造を要するなど、リースでの導入が困難な場合に限り、購入してもよいものとする。

(3) 技術実証の成果等の普及・情報発信

技術実証で得られた成果等の普及の取組に必要な経費であって、技術講習会等を開催するための会場借料、通信運搬費、実証温室の研修受入れのための借上費、印刷製本費、消耗品費、技術指導等を行う専門家の委員等旅費、技術習得グループの形成に向けた打合せ等のための調査等旅費、謝金、技術経営マニュアル等の作成に係る原稿料、技術習得グループのデータの収集・分析に係る委託費、役務費等を補助対象とする。

(4) 先進地調査等の実施

要素技術の習得・普及のための施設園芸先進地調査等に必要な経費であって、調査等旅費、会場借料、資料購入費等を補助対象とする。

(5) 農地中間管理機構等と連携し集積した施設の移設・改修

本事業の取組に必要な農地と施設について、農地中間管理機構等と連携して一体的に集積する際に必要となる経費であって、施設の撤去費、移設費、改修費、工事雑費等を補助対象とする。

2 技術実証後、当該技術を普及するために地域の農業者が導入する温室や機械設備等については、本事業において補助対象としないこととする。

3 次の取組は、補助対象としない。

(1) 取組に係る経費の根拠が不明確であり、履行を確認できない取組

(2) 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(3) 農畜産物の生産費補てん（本事業で取り組む技術実証に係るもの及び専用機械のリース・レンタル料に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補て

ん

- (4) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告
- (5) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー等）
- (6) 本体価格が50万円未満の農業機械等の導入又はリース導入に対する助成
- (7) 施設の移設に伴う用地の買収に要する経費又は補償費
- (8) 施設用地の整地や改良などの整備費
- (9) 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る）（例：農地等不動産の取得にする助成）

## 第8 事業の実施手続

### 1 技術習得事業計画の作成

- (1) 事業実施主体は、要綱第4の1の(1)に基づき、別記様式第1号により技術習得事業計画を作成するものとする。
- (2) 要綱第4の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 補助事業者の名称の変更

ウ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

エ 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

### 2 技術習得事業計画の確認・精査

要綱第4の1の(2)のアの地方農政局長が行う技術習得事業計画の内容の精査・確認は、技術習得事業計画が要綱別表1の補助要件に基づき適切に設定されているか否かを基準として行うものとする。

### 3 技術習得事業計画の承認等

- (1) 要綱第4の1の(2)のウの生産局長が行う採択は、別記2の採択基準に基づいて行うものとし、生産局長は、2により適当と判断された技術習得事業計画について、当該基準に基づき、ポイントの高い順に採択優先順位を定め、生産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において審査を受け、予算の範囲内で採択し、その結果を地方農政局長に通知するものとする。

なお、事業実施主体が既に承認を受けた技術習得事業計画に基づき、前年度から継続して事業を実施する場合にあっては、優先的に採択するものとする。

- (2) 地方農政局長は、(1)により、生産局長から採択する技術習得事業計画の通知を受けたときは、当該技術習得事業計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。通知を受けた都道府県知事は、その旨を速やかに事業実施主体に通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を同様の手順で通知するものとする。

### 4 採択の優先措置

第1の4の取組を行う技術習得事業計画については、採択に当たって別記2により加算ポイントによる優先措置を行うものとする。なお、集積に当たり、農地中間管理機構と連携した取組の場合は更にポイントの加算をするものとする。

## 5 事業の着工等

(1) 事業の実施は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着工又は着手（以下「着工等」という。）を行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業に着工等を行う場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事等（都道府県が自ら実施する事業については地方農政局長をいう。以下同じ。）の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工（着手）届を別記様式第2号により作成し、都道府県知事等に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着工等を行うものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に事業の着工等を行った場合には、次世代施設園芸拡大支援事業補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25生産第3015号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着工（着手）年月日及び交付決定前着工（着手）届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県知事は、事業実施主体から(1)の交付決定前着工（着手）届の提出があった場合は、地方農政局長にその写しを提出するものとする。

(4) 都道府県が自ら実施する事業について、交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長の指導を受けた上で、別記様式第2号により交付決定前着工（着手）届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

(5) 都道府県知事等は、(1)のただし書きによる着工等については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着工等後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第9 事業実施状況の報告等

1 要綱第5の1の生産局長が別に定める事業実施状況報告は、別記様式第3号により事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況を当該年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、同年度の8月末日までに、事業実施状況報告書の写しを添付して地方農政局長に報告するものとする。なお、都道府県知事が事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容について

も併せて報告するものとする。

- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況報告の内容について確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等、必要に応じて、都道府県知事を通じて事業実施主体に対して指導を行うものとする。

## 第10 事業の評価及び推進指導

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、別記様式第4号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、同年度の8月末日までに、事業評価シートの写しを添付して地方農政局長へ報告するものとする。
- 2 要綱第6の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第6の1に規定する事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、都道府県知事を経由し事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第6の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成される検討会を開催し、別記様式第5号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果をとりまとめることとする。

- 4 地方農政局長（生産局長を除く。）は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 生産局長は、地方農政局長が行った点検評価結果について、外部の有識者で構成される評価委員会に諮るものとし、当該評価委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。
- 6 地方農政局長は、5によりとりまとめられた最終的な評価結果について、要綱第6の7に基づき、別記様式第6号により公表するものとする。
- 7 推進指導は、技術習得事業計画に掲げた成果目標が達成されていない場合に実施するものとし、地方農政局長は都道府県知事を通じて、事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第7号により提出させるものとする。
- 8 地方農政局長（生産局長を除く。）は、7により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。

## 第11 事業の実施基準

- 1 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとしなければならない。
- 2 事業実施主体は、本事業の趣旨を踏まえ、技術実証で得られた成果等に関し、以下のとおり対応するものとする。
  - (1) 事業実施主体は、地域の農業者等の技術・経営の高度化に資するため、技術実

証で得られたデータやノウハウ等の成果を地域の農業者等が活用できるよう整理や取りまとめを行い、個人情報や知的財産権の取得に当たり支障がある情報等を除き、可能な限り当該データやノウハウ等の成果の公開及び普及に取り組むものとする。

- (2) 本事業の実証成果や普及の取組状況について、国又は国が依頼した第三者（以下「国等」という。）が国内の農業振興に資することを目的に情報の取扱いを明確に示して当該情報の提供を求める場合は、これに協力するものとする。また、国は、事業実施主体が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより事業実施主体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を国等が公表する場合は、国等は事前に事業実施主体に対し協議を行うものとする。
  - (3) 本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、(1)及び(2)の公表の対象となった事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。
- 3 次世代施設園芸拠点等を整備した都道府県が、本事業に取り組む場合は、次世代施設園芸拠点等の成果を活用し、次世代施設園芸拠点等と連携した上で、効果的な事業実施を行う体制を構築するよう、努めるものとする。
  - 4 本事業により実証温室の移設・改修を行う場合にあっては、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、次のいずれかに確実に加入するものとする。
    - (1) 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）
    - (2) 民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）

また、本事業により実証に必要な機械設備等のリース導入を行う場合にあっては、助成の対象となる機械設備等は動産総合保険等の保険（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

## 第12 知的財産権の帰属等

### 1 知的財産の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作権、品種登録を受ける地位及び育成権者等）が発生した場合、次に掲げる条件を遵守することを条件に、当該知的財産権は事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）に帰属するものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、事業実施主体等は、遅滞なく地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権を利用することの許諾を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾するものとする。
- (3) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年の間、事業実施主体等は、本事業の成

果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省に協議してその承諾を得るものとする。

## 2 収益状況の報告及び収益納付

事業実施主体等は、本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合にあつては、本事業の実施期間中の各事業年度の終了後及び事業終了年度の翌年度以降の5年間、毎年、別記様式第8号により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に都道府県知事に報告するものとする。報告を受けた都道府県知事は、当該報告を受けてから30日以内に事業収益状況報告書の写しを添付して地方農政局長に報告するものとする。

## 3 収益納付

- (1) 地方農政局長は、事業実施主体等が本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により相当の収益を得たと認める場合には、交付された補助金の額を限度として、次の算式により算定した額を国庫に納付するよう、事業実施主体等に命じるものとする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times \text{補助金総額} / \text{補助事業に関連して支出された技術実証費総額} - \text{前年度までの納付額}$$

式中の「収益の累計額」とは、知的財産権の譲渡又は実施権の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該知的財産権を得るために要した補助事業以外の技術実証費の合計額をいう。

- (2) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合には、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。
- (3) 収益納付の期限は、地方農政局長が納付を命じた日から20日以内とする。

## 第13 不用額の返還

国は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

## 第14 不正行為等に対する措置

都道府県知事等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事等は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長に報告するものとする。

## 第15 管理運営

### 1 管理運営

本事業により補助金を受けて購入した機械設備等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、取組主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該機械設備等を管理するとともに、当該機械設備等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事を経由し、地方農政局長の承認を受けることとする。

また、取組主体は、本事業により補助金を受けて導入した設備等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

### 2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

### 3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体及び施設等の管理を委託されている管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

## 第16 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

## 第17 事業名等の表示

本事業により移設・改修を行った施設及び導入した機械設備等については、本事業名等を表示するものとする。

## 第18 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

### 1 農山漁村の男女共同参画社会の形成の推進

事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

## 2 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、取組主体は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険等、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）等に基づく野菜価格安定制度への積極的な加入に努めるものとする。

## 3 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、取組主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

## 4 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する取組主体は、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について（平成24年12月21日付け24生産第2455号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

## 別記 1

### 実証温室及びリース導入による機械設備等に係る留意事項

#### I 実証温室

##### 第1 補助対象の基準

技術実証に必要な温室については、「要素技術」の効果的な実施を図る観点から、次の基準を満たすものとする。

- 1 技術実証に取り組む品目に係る技術実証の作付（栽培）面積は、次世代施設園芸拠点等及びこれに準ずる規模の園芸施設を除き、おおむね30a以上1ha未満とする。
- 2 35m/s以上の風速に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとする。
- 3 次世代施設園芸拠点等に準じる規模の園芸施設を除き、必要に応じて、加温装置、養液栽培装置、換気装置、複合環境制御装置、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、底面給水施設、立体栽培施設、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、細霧冷房設備、除湿装置、炭酸ガス発生装置、防除設備、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等の技術実証に必要で生産性向上に資する附帯施設をリース導入することができるものとする。
- 4 当該施設の移設・改修（以下「移設等」という。）に当たっては、必要に応じて土壌調査、水質調査及び構造診断を実施するものとする。

##### 第2 対象地域

実証温室の移設等の対象地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区のほか、長期にわたり安定して営農が継続されることが確実と見込まれ、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、上記の区域以外も主たる受益地とすることができるものとする。

##### 第3 補助対象経費等

補助対象経費及び事務手続については、事務等取扱の定めによるものとする。

##### 第4 事業の実施基準

- 1 施設の移設等のための計画策定における能力及び規模は、コンソーシアム内で十分協議し、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- 2 実証温室の移設等の事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 移設等を行う実証温室は、原則として、新資材等と一体的な施工及び利用管理を

行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

4 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を移設等を行う場合については、次によるものとする。

(1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とするものとする。

(2) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とする。

(3) 賃貸借契約は、書面によって行うものとする。なお、取組主体は、賃貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

## II 実証に必要な機械設備等のリース導入

### 第1 補助対象の基準

技術実証に必要な機械設備等のリース導入に要する経費であって、要素技術の効果的な実施を図る観点から、次の基準を満たすものとする。

#### 1 補助対象機械設備等

加温装置、養液栽培装置、換気装置、複合環境制御装置、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、底面給水施設、立体栽培施設、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、細霧冷房設備、除湿装置、炭酸ガス発生装置、防除設備、労務管理システム、収穫、搬送及び調製の自動化等の省力化に資する装置等の技術実証に必要で生産性向上に資する設備等を導入することができるものとする。

2 本体価格が50万円以上の機械設備等であるものとする。

3 原則、新品であるものとする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令代15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

### 第2 対象地域

実証に必要な機械設備等のリース導入の対象地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区のほか、長期にわたり安定して営農が継続されることが確実と見込まれ、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、上記の区域以外も主たる受益地とすることができるものとする。

### 第3 機械設備等のリース導入に係る留意事項

本事業の対象とするリース契約（取組主体と、取組主体が導入する補助対象機械施

設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）との間で締結するリース物件に関する賃貸借契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 取組主体は、交付決定後、リース事業者に機械設備等を納入する事業者を、原則として一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させることにより選定した上で決定するものとし、事業費の低減を図らなければならない。
- 2 リース料総額から補助金を差し引いた額によりリース料を支払うものであることとする。また、当該リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、リース導入計画の内容と同一であることとする。
- 3 リース期間は、本事業の事業実施期間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内であることとする。
- 4 リース契約を締結するリース事業者の議決権又は出資に占める取組主体の割合が半数未満であることとする。
- 5 リース事業者が債務超過でないこととする。
- 6 リース契約期間中にリース契約書の記載内容を変更した場合、取組主体は、都道府県知事に対してリース契約の変更を届け出るものとする。
- 7 リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

なお、リース物件価格には、リース導入に係る工事費等諸経費を含むことができるものとする。

「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜き）×助成率（1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。なお、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とするものとする。

リース期間は取組主体がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数点以下3位の数字を四捨五入して小数点以下2位で表した数値とする。

- ・「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。）
- ・「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格（税抜き）」）×助成率（1／2以内の場合は当該率。定額の場合

合は1。)

#### 第4 事業の実施基準

##### 1 補助金の支払

都道府県知事は、リース契約に基づき機械設備等が取組主体に導入され、当該取組主体から補助金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第3の1の(7)により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく取組主体にリース料助成金を支払うものとする。ただし、取組主体がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

##### 2 補助金の返還等

都道府県知事は、取組主体に交付したリース導入に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は取組主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

本事業において導入した機械設備等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

別記 2

次世代施設園芸技術習得支援事業の採択基準等について

- 1 技術習得事業計画の採択に当たっては、事業実施主体が既に承認を受けた技術習得事業計画に基づき、前年度から継続して事業を実施する場合にあっては、当該技術習得事業計画を優先的に採択するものとする。
- 2 技術習得事業計画のポイントについては、次の表に掲げる指標について、以下の(1)から(4)までに定めるポイントを合計することにより算定するものとする。(満点35又は38ポイント)
  - (1) ①又は②の指標ポイント(満点10ポイント)
  - (2) ③の指標ポイント(省力化技術の実証を行う場合のみ加算)(満点3ポイント)
  - (3) ④から⑥までの3つの指標ポイントの合計(3つの指標全てについてポイントの獲得を必須とする。)(満点15ポイント)
  - (4) ⑦又は⑧の指標ポイント(満点10ポイント)
- 3 次の取組を行う技術習得事業計画については、2の合計ポイントに取組ごとに1ポイントを加算できるものとする。
  - (1) 本事業の取組に必要な農地と施設を一体的に集積する取組
  - (2) 農地中間管理機構と連携して行う(1)の取組
- 4 技術習得事業計画の採択に当たっては、技術習得事業計画が要綱及び次世代施設園芸拡大支援事業実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2938号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。)の補助要件等に基づき適切に設定されていることを基準とするものとする。
- 5 4の確認の結果、適正と判断される技術習得事業計画について、2及び3で算定したポイントの高い順に採択優先順位を定め、予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、採択するものとする。  
 なお、同一ポイントを獲得した技術習得事業計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に採択するものとする。

指標		ポイント
① 成果目標 の水準(高度環境 制御技術 及び雇用 労働力を 活用した	事業を実施する都道府県において、高度環境制御を行うとともに、雇用労働力を活用した経営に取り組む面積又は農業者数の現状値からの増加割合	4倍以上・・・10ポイント
		3.5倍以上・・・8ポイント
		3倍以上・・・6ポイント
		2.5倍以上・・・4ポイント
		2倍以上・・・2ポイント
	高度環境制御及び雇用労働力を活用した経営に取り組む面積又は農業者数の成果目標に対する基準となる現況値が不明で	10%以上・・・10ポイント
		7%以上・・・8ポイント
		5%以上・・・6ポイント

面積や農業者数の増)	、増加率の算出ができない場合は、以下の指標で代替するものとする。 ・事業実施主体が設定した、都道府県内における対象地域において、取組対象全品目の作付（栽培）面積又は農業者数の合計に対する目標値の割合	3%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント
② 成果目標の水準（指導者数の増）	事業を実施する都道府県において、高度環境制御技術、雇用型生産管理技術、自動化等の省力化技術又は化石燃料使用量の削減技術のいずれか又は全てについて地域に普及する技術指導者数の増加	5人以上・・・10ポイント 4人・・・8ポイント 3人・・・6ポイント 2人・・・5ポイント 1人・・・4ポイント
③ 成果目標の水準（省力化によるコスト削減）	自動化等の省力化技術による、事業実施主体における生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）の縮減	15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント
④ 普及効果（品目数）	事業で技術実証や普及に取り組む品目の数	3品目以上・・・5ポイント 2品目・・・4ポイント 1品目・・・3ポイント
⑤ 普及効果（面積）	事業を実施する都道府県において、取組対象全品目の作付（栽培）面積の合計に対する技術実証成果の普及に取り組む範囲	事業実施都道府県における対象全品目の作付（栽培）面積の合計に対し、 全てが普及取組の対象 ・・・5ポイント 3分の2以上が普及取組の対象 ・・・4ポイント 3分の1以上が普及取組の対象 ・・・3ポイント 3分の1未満が普及取組の対象 ・・・2ポイント
⑥ 普及効果（研修を受ける農業者数）	事業による実証温室において、高度環境制御技術、雇用型生産管理技術、自動化等の省力化技術又は化石燃料使用量の削減技術について、年間を通じて研修を受ける農業者数	10人以上・・・5ポイント 7人以上・・・4ポイント 5人以上・・・3ポイント 1人～4人・・・2ポイント

⑦ 目指す経営モデルの水準 (収量)	地域で目指す次世代施設園芸の経営モデルの重点品目のうち作付（栽培）面積又は販売額が最も多い品目における10a当たり収量の当該都道府県の10a当たり平均収量に対する増加率	100%以上・・・10ポイント 80%以上・・・8ポイント 60%以上・・・6ポイント 40%以上・・・4ポイント 20%以上・・・2ポイント
⑧ 目指す経営モデルの水準 (販売額)	地域で目指す次世代施設園芸の経営モデルの重点品目のうち作付（栽培）面積又は販売額が最も多い品目における単位収量当たり販売額の当該都道府県の単位収量当たり平均販売額に対する増加率	15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント

## 別表

費目	細目	内容	注意点
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（該当する設備備品が1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上から取得すること。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を締結すること。
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な農業機械・設備、実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試験や研修等に必要材料にかかる経費	原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内） 又は一度の使用によって消費	消耗品は物品受払簿で管理すること。

		<p>されその効用を失う少額な物品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CD-ROM等の少額な記録媒体</li> <li>・試験、研修等に用いる少額な器具等</li> </ul>	
旅費	委員等旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席、研修会等での講演や技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、技術習得等にかかる経費	
謝金	謝金	本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	原稿料	マニュアルの作成、研修会での講演等に必要原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費	雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
委託費		本事業の交付目的である事業の一部（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的 ・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場

			合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析・試験等を行う経費	土壌分析を実施する場合は、「農業分野の土壌分析が補助事業等の要件又は補助対象となっている場合の取扱いについて」（平成26年2月26日付け25生産第3105号、25生産第3106号、25生産第3107号、25生産第3108号、25生産第3109号、25生産第3110号、25生畜第2004号、25生畜第2005号農林水産省生産局総務課長、農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長及び農業環境対策課長並びに畜産部畜産企画課長及び畜産振興課長通知）により、計量法（平成4年法律第51号）との整合を図るものとする。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合にあっては認めないものとする。